

令和7年5月26日

島根県土木部河川課管理係 藤井、加藤

電話番号 0852-22-5590

島根県出雲県土整備事務所維持管理部 荒木、原田

電話番号 0853-30-5719

二級河川堀川水系堀川に放置されている船舶を撤去します

出雲市大社町地内の二級河川堀川水系堀川に放置され河川管理上支障となっている船舶について、行政代執行法第3条第1項に基づき、令和7年4月10日までに河川区域外へ撤去するよう船舶所有者へ戒告しましたが、履行期限経過後も河川内に放置されている船舶が2隻あります。このため、行政代執行法第2条に基づき下記のとおり撤去（行政代執行）を行います。

記

1. 実施日時 令和7年5月28日（水）～ 6月13日（金）

2. 場所 出雲市大社町地内 二級河川堀川

3. 対象 船舶 2隻

4. 執行責任者 出雲県土整備事務所長

5. 実施手順

9:45 現地説明

10:00 代執行開始宣言

宣言後順次撤去作業実施

※作業は天候等の状況により変更することがあります。

〔参考〕二級河川堀川の不法係留船舶数

	R 6.7時点	R 7.4.11時点	R 7.5.26時点
① 所有者不明	6隻	1隻	0隻
② 所有者判明	66隻	12隻	2隻
計	72隻	13隻	2隻

※ 5/26 時点の所有者判明船2隻については同一所有者が所有しているため、対象者は1名です。